

平成25年2月1日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 塚田賢司

平成24年(ワ)第9624号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年12月21日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

東京都港区六本木三丁目1番30号A・Bビル5階

被 告 合同会社フィールテックインペ
ストメント4号

同代表者代表社員 一般社団法人米国IT企業投資
協議会

同職務執行者 渡部 [REDACTED]

東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー15階

被 告 一般社団法人米国IT企業投資
協議会

同代表者代表理事 菲澤 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 菲澤 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 渡 部 [REDACTED]

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して、1485万円及びこれに対する平成24年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告合同会社フィールテックインベストメント4号（以下「被告合同会社」という。）の従業員から、ローリスクハイリターンで年間配当5%の投資商品があり、対象企業がグーグルと合併予定のため企業価値が今後上がると虚偽の事実を告げて勧誘され、これと通謀した自称買取業者から当該投資商品を高額で買い取るなどと申し向けられて、被告合同会社との間で匿名組合契約を締結して、組合員権を購入し、その購入代金相当額を詐取されたとして、①被告合同会社はこの詐欺商法について会社ぐるみで関与したなどと主張して、同被告に対し、民法709条、715条に基づいて、②同社の業務執行社員である被告一般社団法人米国IT企業投資協議会（以下「被告社団法人」という。）に対し、会社法597条に基づいて、③被告合同会社の職務執行者である被告渡部■（以下「被告渡部」という。）及び被告社団法人の代表理事である被告董澤■（以下「被告董澤」という。）は、共謀して、上記詐欺商法を企画して指揮したと主張して、被告渡部に対し、民法719条1項、会社法598条2項（597条）に基づいて、被告董澤に対し、民法719条1項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）117条1項に基づいて、それぞれ、一部解約後の返金分を控除した購入代金相当額1350万円及び弁護士費用相当額135万円の損害合計1485万円並びにこれに対する訴状送達の日の翌日である平成24年4月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

2 前提となる事実等

(1)ア 原告は、昭和24年■月■日生まれの女性である。

イ 被告合同会社は、国内外の法人に対する投資及び融資業務等を目的とする合同会社である。

被告社団法人は、被告合同会社の業務執行社員及び代表社員であり、その職務執行者は被告渡部である。

船橋■（以下「船橋」という。）は、被告合同会社の従業員であった。

ウ 被告社団法人は、資産の流動化取引の発展のため、資産の流動化、国内外の有価証券への投資等の事業を目的とする一般社団法人である。

被告葦澤は、被告社団法人の代表理事である。

(2) 原告は、平成23年2月7日、被告合同会社との間で、同被告を営業者として米国IT企業インベストメントファンド4号匿名組合契約（以下「本件匿名組合契約」という。）を締結し、出資金として、同日に200万円、同月25日に800万円、同年4月12日に500万円を被告合同会社名義の銀行口座に振り込み、被告合同会社は、原告に対し、米国IT企業インベストメントファンド4号投資事業匿名組合組合員証を送付した（甲2（枝番を含む。以下同じ。）、3、乙1、乙3）。

(3) 原告は、同年10月18日、被告合同会社との間で、本件匿名組合契約のうち150万円の出資分について解約する旨の合意をして、この合意に基づき、被告合同会社は、原告に対し、150万円を返金した（乙1、以下「本件一部解約合意」という。）。

3 原告の主張

(1) 被告合同会社の責任

ア 原告は、平成22年12月又は平成23年1月ころ、「合同会社フィールテックインベストメント」から米国IT上場企業ファンドへの出資案内のパンフレット等の書類及び船橋の名刺が封入された封筒の送付を受けたが、その書類には適格機関投資家向きの商品であってローリスクハイリターンであり、年間配当5パーセントである旨記載されていた。

その後、原告は、船橋から、グーグルとの合併が決まっている会社があり、合併して価値が上がるなどと、上記ファンドの組合員権の購入を勧誘され、そのころ7、8カ所もの買取業者と称する者から、この組合員権について、パンフレットを受け取った人しか買えず、2倍、3倍になるから譲ってほしい旨の申し出を受けた。

原告は、これらの勧誘を受けて、船橋の勧誘や上記書類の記載内容を真実であると信じ、米国IT企業インベストメントファンド4号投資事業匿名組合組合員権（以下「本件組合員権」という。）を購入することに決め、本件組合権の代金として、同年2月7日に200万円、同月25日に80万円、同年4月12日に500万円を被告合同会社名義の銀行口座に振り込んだ。

しかし、原告は、被告合同会社から同年10月18日に150万円の返金を受けたものの、現在に至るまでその余の返金を受けていない。

イ　被告合同会社は、何に対する投資なのか判然としない本件組合員権について、適格機関投資家向きの商品であるからローリスクハイリターンである旨や、何ら留保することなく年間の配当が5パーセントある旨を記載した書面を送付するなどして、他方、投資の内容やリスクについて原告の理解度及び経験に即した説明を全くせず、また、自称買取業者に電話を架けさせて、原告を誤信させ、老後の生活資金として蓄えていた資産を騙取したことから、船橋の不法行為について、使用者としての責任（民法715条）を負うばかりでなく、会社固有の責任として民法709条に基づく責任も負う。

(2) 被告社団法人の責任

被告合同会社の業務執行社員である被告社団法人は、原告に対する上記詐欺商法について、会社法597条に基づく責任を負う。

(3) 被告渡部及び被告垂澤の責任

被告渡部及び被告垂澤は、自称買取業者と共に謀して、上記詐欺商法を企画し、販売担当者及び自称買取業者の電話番号、勧誘行為を行う場所、欺罔文言のマニュアルなどを用意して具体的な欺罔の方法を指揮したから、民法719条1項に基づく共同不法行為責任を負う。

また、被告渡部は被告社団法人の職務執行者であるから、上記詐欺商法について会社法598条2項、597条に基づく責任を負う。

さらに、被告垂澤は、被告社団法人の代表理事であるから、上記詐欺商法について法117条1項に基づく責任を負う。

(4) 損害額

原告は、本件組合員権の購入代金（一部解約して返金された150万円を控除）合計1350万円及び弁護士費用相当額135万円の合計1485万円を詐取され、同相当額の損害を受けた。

なお、原告は、被告合同会社から、同年9月20日に20万円、同年10月18日に7万500円の交付を受けているが、原告の被告らに対する請求は、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為による損害の賠償を求めるものであるから、損害額の算定にあたっては上記受領額を控除しない。

4 被告らの主張

(1) 被告合同会社は、出資者からの出資金を主として米国のN A S D A Q市場に上場する有望IT企業の発行する有価証券等に投資し、運用している。

また、被告合同会社は、原告を含め出資者から出資を受けるに際し、匿名組合契約を締結し、重要事項説明書を交付して、契約の内容、リスク及び投資対象を説明し、同被告の従業員に対し、営業に際して、配当等に関し事実と異なる勧誘文言を使用したり、確実に儲かるなど不適切な文言を使用しないように指導していたから、原告の主張するような勧誘行為を行っていない。

さらに、被告合同会社は、S S - B o n d 投資事業有限責任組合（以下「訴外組合」という。）を経由して大半の投資を行い、訴外組合に対して1

億9765万5000円、他の投資先に対して2448万0535円を送金した。訴外組合は、被告合同会社の送金した資金をすべて中国の会社である渝越計算機有限公司に投資し、平成23年8月15日、被告合同会社に同有限公司の株式を無償で譲渡した。

(2) 被告合同会社は、平成23年9月ころ、原告から、本件組合権に対する出資金を返還するように求められた。被告合同会社は、上記出資金の募集方法に問題があると確認できなかったが、出資者から返還要求を受けた場合には協議等によりできるだけ円満な解決を図る方針であったから、原告と協議の上、同年10月18日、原告との間で、本件一部解約合意によって、原告の本件組合員権に対する出資額のうち150万円を返金し、残額は投資として維持する旨の合意をした。

よって、上記合意に基づき1350万円相当の本件組合員権に対する出資は有効であるから、原告の被告らに対する請求に理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 被告合同会社の責任について

(1) 前提となる事実(2), (3), 証拠(甲1, 2, 4, 5, 乙1, 3)及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 原告は、平成22年12月ころ又は平成23年1月ころ、米国IT企業インベストメントファンド及びLiveDeal Inc.（以下「ライブディール社」という。）についての説明が記載されたパンフレット、問合せ先として合同会社フィールテックインベストメントの社名及び被告合同会社の住所地の記載された「適格機関投資家向き米国IT上場企業ファンド」の案内状の送付を受けたが、これには、合同会社フィールテックインベストメントの社名、被告合同会社の住所地及び営業部長という肩書きの記載された船橋の名刺も同封されていた。なお、「合同会社フィールテックインベストメント」との会社は、合同会社として登記されていない。

これらの書類には次のとおり記載されていた。つまり、米国ＩＴ企業インベストメントファンドは米国ＮＡＳＤＡＱ上場企業の中から投資対象として最適な企業を選別するなどして投資を行うこと、「適格機関投資家向き米国ＩＴ上場企業ファンド」、「プロが相手ですので極めてシビアな条件での取引の上、特に昨今は大手企業においても資金需要が旺盛になってきており、比較的にローリスクでハイリターンが期待できる商品が増えて参りました。」、「この絶好の機会に若干ですが個人投資家の皆様にもファンド商品をご案内」、「本案内状は、NASDAQ市場に上場しているLive Deal（ライブディール）社の優先株のご案内です。」、「ライブディール社」は、「アメリカNASDAQ上場をはたしたＩＴ企業」であり、「米国ＩＴ企業関連株として大いに注目されている優良企業」であること、「米国ＩＴ企業インベストメントファンドの優位点」として「①ライブディール社の優先株交換、②1株15ドルとして株式に転換出来るオプション、③年間配当5%，④国内海外上場企業に投資した際に出た優待、配当権利」等が記載されていた。

イ　原告は、船橋から、電話で連絡を受け、封筒は届いたかとの確認を受けたうえ、グーグルと合併することが決まっている会社があり、合併して価値がすごく上がるなどと説明を受け、米国ＩＴ企業インベストメントファンド（本件組合員権）の購入を勧誘された。

ウ　その後、原告は、複数の自称買取業者から、電話で連絡を受け、本件組合員権について、パンフレットが送られている人しか買えない、価値が2倍、3倍になるから是非譲ってほしいなどと勧誘を受けた。

エ　原告は、これらの船橋や自称買取業者の勧誘を受けて、上記書類の記載内容及び船橋の説明を信じ、本件組合員権を購入することに決め、同年2月7日、被告合同会社との間で、同被告を営業者とする本件匿名組合契約をして、本件組合員権の代金として、同日に200万円、同月25日に8

00万円、同年4月12日に500万円を被告合同会社名義の銀行口座に振り込んだ。

原告が上記契約を締結するにあたって交付された重要事項説明書には、投資の方針として、営業者である被告合同会社は、主として米国N A S D A Q市場に上場する有望I T企業の発行する有価証券等の取得及び運用を行うこと、運用財産のうち一定割合を上記有価証券以外の有価証券、各種デリバティブ取引等の金融資産への投資に分散して行うことにより、リスク・リターンのバランスに配慮した運用を行うことが記載されていた。

オ 被告合同会社は、原告に対し、配当金として、同年9月20日に20万円、同年10月18日に7万500円を交付した。

カ 原告は、同日、被告合同会社との間で、本件匿名組合契約について本件一部解約合意をして、この合意に基づき、被告合同会社は、原告に対し、150万円を返金した。

原告と被告合同会社は「一部解約合意書」を取り交わし、この書面には、本解約合意書の締結をもって、原告が被告合同会社に対して行った出資（返金された部分を除く。）が有効であることを確認し、原告は、今後、本出資の取消し、解除あるいは無効等の主張をしない旨の記載がある。

キ 上記被告合同会社名義の銀行口座は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（いわゆる振り込め詐欺救済法）3条に基づいて、利用停止措置を受けた。

(2) 上記認定事実によれば、原告は、米国I T企業インベストファンドが米国N A S D A Q上場企業の中から投資対象として最適な企業を選別するため、上記ファンドへの出資はローリスクハイリターンであり、年間の配当が5パーセントある旨記載されたパンフレット及び案内状の送付を受けたこと、被告合同会社の従業員である船橋から、グーグルとの合併が決まっている会社があり、合併して価値がすごく上がるなどと説明を受けて上記ファンドの組

合権（本件組合員権）の購入を勧誘されたこと、その後、複数の自称買取業者から、本件組合員権について、価値が2倍、3倍になるから是非譲ってほしいと勧誘されたこと、上記パンフレットや勧誘を真実であると信じて本件組合員権を購入することに決め、合計1500万円を被告合同会社名義の銀行口座に振り込んだこと、上記のパンフレット及び案内状のほか、重要事項説明書、匿名組合契約書の送付を受けたが、投資商品や匿名組合契約について口頭による説明を受けていないこと等が認められる。

一方で、本件全証拠によっても、被告合同会社は、本件匿名組合の営業者として、ライブディール社に投資するなど、米国N A S D A Q上場企業の中から投資対象として最適な企業を選別した上で、原告からの出資金合計1500万円を含む出資者からの出資金を上記のような企業に対して投資をしたとは認められず、かえって、訴外組合を通じて愉悦計算機有限公司なる中国の会社に投資したと主張しているところであるうえに、原告に対し、平成23年9月20日の20万円及び同年10月18日の7万500円の交付以外に年間5パーセントに相当する配当金を交付したとは認められない。そもそも、被告合同会社の出資募集の状況、同社の営業者としての出資の実体、これにかかる資金の流れや決済等が全く明らかでないのであって、同社による投資の裏付けがないというべきである。したがって、上記パンフレット等の内容や船橋の説明は虚偽であったと認めることが相当である。

そうすると、船橋及び自称買取業者らは、原告に対し、本件組合員権を購入することがローリスクハイリターンであり、年間に配当が5パーセントある旨の虚偽の事実を述べて、原告をその旨誤信させ、原告はこの誤信に基づいて、本件組合員権を買い受け、本件組合員権の売買代金として1500万円を振り込んだといえるから、船橋と自称買取業者による原告に対する詐欺が成立すると認められる。

また、上記認定事実によれば、上記ファンドを説明するパンフレットには

合同会社として登記されていない合同会社フィールテックインベストメントの社名が記載され、被告合同会社の住所地も記載されていたこと、船橋は被告合同会社の従業員であったこと、船橋及び自称買取業者の勧誘により原告は被告合同会社と本件匿名組合契約を締結したこと、被告合同会社名義の銀行口座に本件組合員権の購入代金が振り込まれたこと等が認められ、被告合同会社は、会社ぐるみで組織的に上記詐欺を行ったことは明らかであり、被告合同会社は、原告に対し、民法709条に基づく不法行為責任を負う。

(3) これに対し、被告らは、被告合同会社がその従業員に対し、原告を含め出资者から出資を受けるに際し、配当等に関し事実と異なる勧誘文言を使用したり、確実に儲かるなど不適切な文言を使用しないように指導していたと主張し、被告渡部の陳述書（乙8）も同趣旨の陳述をしている。しかし、被告合同会社がその従業員に対し違法な勧誘をしないように指導教育をしていたことを裏付ける確たる証拠がないばかりか、上記認定のとおり、パンフレット等の送付資料に確実に儲かるかのような記載があること、被告合同会社の従業員である船橋が虚偽の事実を述べて原告を勧誘し、被告合同会社名義の銀行口座に上記購入代金が振り込まれたことなどによれば、被告らの主張を採用できない。

また、被告らは、被告合同会社が出資金を主として米国のN A S D A Q市場に上場する有望I.T企業の発行する有価証券等に投資し、運用していると主張するが、上記認定のとおり、この主張を裏付ける客観的証拠はなく、被告らの主張は認められない。

さらに、被告らは、乙2から7までに基づいて、被告合同会社が訴外組合を経由して大半の投資を行い、訴外組合に対して1億9765万5000円、他の投資先に対して2448万0535円を送金したこと、訴外組合が被告合同会社の送金した資金をすべて中国の会社である渝越計算機有限公司に投資したこと、訴外組合が平成23年8月15日、被告合同会社に同有限公司

の株式を無償で譲渡したこと等を主張する。しかしながら、乙2から7までを検討しても、その意味するところが明らかでないのであって、原告分を含む出資金が訴外組合を通じて投資運用されたとか、上記有限公司に投資されたとは到底認められないし、訴外組合及び上記有限公司の会社としての実態も客観的に明らかではないというべきである。よって、この被告らの主張も認められない。

2 被告社団法人、被告渡部及び被告堺澤責任について

(1) 前提となる事実(1)、証拠（甲3、乙3）及び上記1の認定のとおり、被告合同会社は会社ぐるみで上記詐欺商法を行ったこと、本件匿名組合契約に基づいて原告に交付された組合員証には被告合同会社の代表社員として被告社団法人の社名と職務執行者として被告渡部の氏名が記載されていたことなどから、被告社団法人は、被告合同会社の業務執行社員として、被告渡部は職務執行者として、上記組織的詐欺商法に関与していたと認めることが相当である。

そうすると、被告社団法人は、被告合同会社の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったといえ、会社法597条に基づく責任を負い、被告渡部は、組織的な詐欺商法に荷担していたというべきであるから、民法719条1項に基づく責任を負う（被告渡辺には、会社法598条2項、597条の責任も生じうるが、民法719条1項の責任を認めれば足りる。）。

(2) 被告堺澤は、組織的な詐欺に荷担した被告社団法人の代表理事であるところ、被告合同会社が正当な投資業務を行っていたと主張するのみで、自身と被告合同会社との関わりを何ら否定していないことから、組織的な詐欺行為に関与していたと認めることが相当であり、民法719条1項に基づく責任を負う（被告堺澤には、法117条1項の責任も生じうるが、民法719条1項の責任を認めれば足りる。）。

3 損害額について

上記1(1)の認定事実及び上記1並びに2の判断によれば、原告は、被告らの不法行為等によって、被告合同会社から返金された150万円を除いた本件組合員権の購入代金相当額1350万円の損害を受けたと認められる。

また、上記1(1)の認定事実によれば、上記被告らの不法行為等と相当因果関係のある弁護士費用相当額は135万円であると認められる。

なお、原告は、被告合同会社から、平成23年9月20日に20万円、同年10月18日に7万5000円の交付を受けているが、被告合同会社らは、上記のような詐欺の手段として、これらの金員を交付したといえるから、上記損害額からこれらの受領額を控除しない。

したがって、原告は、上記被告らの不法行為等によって合計1485万円の損害を受けたと認められる。

4 本件一部解約合意について

被告らは、原告との間で、本件一部解約合意によって、原告の本件組合権に対する出資額のうち150万円を返金し、残額につき投資として維持する旨の合意をしたことから、1350万円相当の出資が有効であると主張する。

しかし、乙1によれば、本件一部解約合意は原告と被告合同会社の間の合意にすぎないこと、文言上、原告は本件匿名組合契約の取消し、解除、無効等の主張をしないと確認したのみで、原告の被告らに対する損害賠償請求をしないと記載されていないことが認められる。

そもそも、甲5及び乙8によれば、原告は、被告合同会社に対し、本件匿名組合の中途解約を申し入れたところ、同社の意向を受けて、一部を解約する旨の一部解約合意書を取り交わしたにすぎないことが認められる。したがって、原告は、被告合同会社従業員から虚偽の説明を受けるなどして多額の金員を騙し取られていたが、そのような法律関係を認識しないまま、解約を申し入れたところ、同被告から一部を返還してもよいとの対応を受けたため、法律の専門家が関与することなく、上記合意書を取り交わしたというのであるから、原告

が本件匿名組合契約の有効性を確認したとか、これを追認したということはできないし、被告合同会社に対する損害賠償請求権を放棄する旨を含む和解を合意したなどとも認めることはできないのであって、本件一部解約合意があるからといって、被告らの不法行為等が成立する旨の認定を何ら左右するものではない。この点に関する被告らの上記主張は採用できない。

5 以上によれば、原告の被告らに対する1485万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成24年4月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求は理由がある。

6 よって、原告の被告らに対する請求はいずれも理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 齋 藤 清 文

裁判官 西 村 修

裁判官 川 原 安 紀 子

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 25 年 2 月 1 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官

塚 田 賢 司

